

池田町監査基準

池田町監査委員

第1章 総則

(目的)

第1条 この監査基準は、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づいて、池田町（以下「町」という）の監査委員が行なう監査、検査及び審査（以下「監査等」という）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理（以下「事務事業」という）が、法令の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、意を用いなければならない。

(監査委員の使命)

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、町の事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を報告及び公表することにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって町民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものとする。

(監査委員の責務)

第4条 監査委員は、事務事業に対する広い知識と深い理解をもち、かつ正当な注意をもって、監査等の実施及び報告書の作成を行なわなければならない。

2 監査委員は、実施した監査等の事項及びその報告・意見に関して責任を負うものである。

3 監査委員は、事実の調査及び認定並びに意見の表明を行なうにあたっては、常に公正不偏の態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

4 監査委員は、適切な監査方針に基づき、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という）を指導監督しなければならない。

(事務局職員心得)

第5条 事務局職員は、職務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性に鑑み、常に研修に心がけ、法令、条令、規則等（以下「法令等」という）に精通するとともに、絶えず町政の現状に注意し、監査等の参考となるような資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査委員の監査方針に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 監査等の実施に当たっては、常に公平謙虚な心構えでのぞみ、能率的に実施するとともに、職務上知り得た秘密を他に洩らさないこと。

(4) 監査等の進捗状況は、絶えず監査委員及び上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(5) 監査等の終了後は、速やかに監査報告書を作成し、監査委員に報告すること。

(6) 監査報告書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よくかつ精密に記録すること。

(監査等実施の基本方針)

第6条 監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算、議会議決、法令、条例、及び会計原則等に則しているかに留意し、また前回までの監査指摘事項、町政方針、国・県の施策、町民の声等をも参考として、積極的指導的に実施するよう努めなければならない。

(計画的な監査等の実施)

第7条 監査等は年間監査計画を策定して、秩序整然と適時に実施する。

(監査等の調整)

第8条 監査等の計画策定及び実施にあたり、相互に有機的な関連をもたせ、総合して成果が上がるよう調整運用する。

(監査手続きの適用基準)

第9条 監査手続きの適用は、監査等の種類、対象、目的、内部牽制組織の実態内部監査の信頼度を勘案して、試査又は精査の方法をとるものとする。

(合理的証拠の確保)

第10条 監査委員は、監査結果の報告及び意見表明のため、監査事項の重要度、危険度その他の諸要素を考慮し、合理的な基礎資料・証拠を把握しなければならない。

(監査等の報告及び公表)

第11条 監査等を終了したときは、法律に則してその結果を報告若しくは公表の手続きをとるものとする。

(意見の提出)

第12条 監査委員は、監査等の結果必要があると認めるときは、前条の報告に添えて、法律に定めるところにより意見を提出するものとする。

(報告以前における周知の禁止)

第13条 監査等の結果は、原則として正式に報告又は公表する以前に、関係者以外の者に知らせてはならない。

第2章 監査等の実施

(監査の種類)

第14条 監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期監査 (法第199条第4項による)

町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理が、適正で効率的かつ合理的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項による）

町の一般行政事務又は町の委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行が、民主的かつ公正で、効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

(3) 随時監査（法第 199 条第 5 項による）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 財政的援助団体に対する監査（法第 199 条第 7 項による）

① 町が財政的援助を与えている団体若しくは出資・支払保証団体の事業の執行状況、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

② 町が町施設の管理を委託している法人又は団体の、委託にかかる業務の推進・管理運営状況及び事務の執行が合理的かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

(5) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2、地方公営企業法第 27 条による）

指定金融機関等に対し、公金の収納・支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行なわれているかどうかを主眼として実施する。

(6) 住民の直接請求による監査（法第 75 条による）

請求に係る事務の執行について実施する。

(7) 議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項による）

要求に係る事務について実施する。

(8) 主務大臣、知事又は町長の要求による監査（法第 199 条第 5 項による）

要求に係る事務について実施する。

(9) 住民監査請求による監査（法第 242 条による）

請求に係る事務について実施する。

(10) 職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 による）

要求に係る事務について実施する。

（検査の種類）

第 15 条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 例月出納検査（法第 235 条の 2 による）

会計管理者及び企業管理者の行なう現金の出納事務が、適正に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

(2) 主務大臣又は知事からの委任による検査（法第 246 条の 42 による）

委任事項について実施する。

（審査の種類）

第 16 条 審査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 決算審査（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項による）
決算その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行並びに事業の経営が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する
- (2) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項による）
基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として実施する。

（その他の監査）

第 17 条 その他の監査は、次のとおりとする。

- (1) 共同設置機関の事務監査（法第 252 条の 11 第 4 項による）
監査の内容により、その都度定める。
- (2) 会計管理者及び企業管理者に対する指定金融機関等の検査結果報告の要求（法施行令第 168 条の 4 及び地方公営企業法施行令第 22 条の 5 による）
必要に応じその都度定める。
- (3) 議会から送付を受けた採択請願の措置（法第 125 条の規定による）
内容により、その都度定める。

第 3 章 監査手続

（監査等の計画策定）

第 18 条 年間における監査計画は、次の事項について年度当初に策定する。

- (1) 年間実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期及び対象課・係名
- (3) その他監査等の実施に関し必要と認める事項

（事前通知）

第 19 条 監査等を実施するに当たっては、特別の場合を除き、監査対象課の長に対し、監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知する。

（資料要求等）

第 20 条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ項目及び様式を定めて、必要な資料を提出させ、必要に応じて事務・事業概況の説明を求める。

（事前研究）

第 21 条 監査等を実施するに当たっては、あらかじめ関連法規等の調査研究を行い、基礎知識を涵養する。

2 事前に提出された資料の内容を検討し、問題点を把握する。

3 前回までの監査等における指摘事項及び問題点を把握する。

（監査等の着眼点）

第 22 条 監査等の着眼点は、別に定める「監査実施要領」により適宜選択するものとする。ただし監査の対象・内容によっては、その都度定めて実施する。

(監査手続)

第 23 条 監査手続は原則として試査とし、試査によって異常を発見した場合、精査を実施する。

(監査の講評)

第 24 条 監査等に基づく講評は、関係責任者に対して、原則として監査等の結果報告及び公表の前に行い、併せて関係責任者の弁明又は見解を聴取する。

第 4 章 監査技術

(監査技術)

第 25 条 監査等は、書類、帳簿、証拠書等により、次の各号に定めるものを選択適用して実施する。

(1) 一般監査技術

照合＝証憑突合、帳簿突合及び計算突合等関係諸記録を突き合わせし、記録又は計算の正否を確認する。

(2) 個別監査技術

- ① 実査＝事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- ② 立合＝物品等の在庫数調査又は実地棚卸しを行なう際に、現場に立合い正否を確かめる。
- ③ 確認＝事実の存否について、写真その他の証拠書類又は第三者の証言等で確認する
- ④ 質問＝事実の存否又は問題点について、担当職員などに質問して、回答又は説明を求める。
- ⑤ 分析＝事実の性質・内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析し、異常の有無を確認する。
- ⑥ 比較＝年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照して観察し、問題点の有無を確認する。

(3) その他の個別監査技術

- ① 通査＝帳簿関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し問題点を明確にする。
- ② 比率吟味＝財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断する。
- ③ 調整＝源泉を等しくし相互に関連のある計数が、別々に整理されている場合、それら 2 組の計数の過不足を追求し、両者が一致するかどうかを確かめる。
- ④ 総合＝種々の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断する。

第5章 監査等の結果報告

(報告書等の記載事項)

第26条 監査報告書、検査報告書及び審査意見書には、概ね次の各号の事項を簡潔明瞭に記載する。

- (1) 報告等の日付
- (2) 監査等を実施した監査委員名
- (3) 監査等の種類
- (4) 監査等の概要
 - ① 監査等の実施期間
 - ② 監査の対象とした課・室又は所名若しくは団体名
 - ③ 監査等の対象となった事項及び範囲（団体等では採用した会計基準）
 - ④ 監査等の目的又は着眼点
- (5) 監査等の結果
 - ① 監査等の結果、事務の執行・事業の管理状況等についての意見
 - ② 指摘事項（分類整理し、助言、注意等を付記する。）(監査等の結果の措置)

第27条 監査等の結果、指摘した事項又は表明した意見について、監査対象の課室等から適時措置状況の報告を求めるものとする。

附 則

1. この監査基準は、平成5年4月1日から施行する。
2. 池田町監査委員条例（昭和43年12月23日条例第25号）及び本基準によるもののほか必要な事項は、監査委員が協議して別に定める。

附 則

1. この監査基準は、令和2年4月1日から施行する。

池田町監査基準の解説

1. 監査基準の目的

池田町監査委員の監査基準（以下監査基準という）は、公正にして効率的な地方行財政の運営を確保し、地方自治制度の健全な発展に貢献するため、監査委員による監査の基準・監査方法を明確にし、もってその社会的信頼性を高めるとともに、その円滑な運営を図るため設定するものである。

2. 監査基準の意義

監査基準とは、監査委員監査の監査実務の中において、慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを、帰納要約した原則であって、監査委員は池田町等の監査を行なうに当たり、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならないものである。

(1) 監査基準は、監査委員が各種監査・検査・審査を実施する場合の根本原則であること。

(2) 監査基準は、監査事務の量的、質的尺度並びにその達成目標に関する基準であること。

(3) 監査基準は、40年を超える長い間の監査委員監査の実務の中から、承認され高度化した経験の蒸留で、監査実務の歴史的所産であること。

(4) 監査基準は、一般に公正妥当と認められた原則であること。

3. 監査基準の内容

(1) 監査一般

① 監査の目的

ア、監査委員監査は、監査委員が不特定多数の住民に代わって、不特定多数の住民のために、町の事務事業の執行を監査するものであること。

イ、監査委員監査は、住民の福祉の増進と民主的かつ能率的な町の自治行政の確保とに貢献し、地方自治の本旨の実現に努めるものであること。

② 監査の範囲・効果

ア、監査委員の実施する各種監査・検査・審査は、町の財務に関する事務の執行と、町の経営にかかる事業の管理及び団体の事務と機関委任事務について行なうものであること。

イ、監査委員は、各種監査・検査・審査の実施にあたっては、財務会計上の誤謬と不正の摘発に努めるとともに、虚偽、錯誤、脱漏を看過しないよう十分留意すること。

しかし、現行の監査制度においては、監査委員の権限・体制・組織・予算等には限界があるので、監査結果の報告書は、その指摘事項以外に誤謬と不正の事実が皆無であることを意味するものではないこと。

③ 監査委員の責任

監査委員は、各種監査・検査・審査の結果、発表する監査報告・意見に関して責任を負うものであること。

しかし、監査委員の監査を受け終わったものであっても、町長の会計責任が解除されるものでないこと。

④ 監査委員の任務の限界

監査委員は、町の事務事業について監査するものであり、財産の品質や性能の鑑定・財産価値の評価・法律解釈等をするものではないこと。

⑤ 公正不偏の原則

監査委員は、各種監査・検査・審査の実施にあたって、常に公正不偏の態度・精神的独立性・至神の境地を堅持すること。

⑥ 正当な注意

監査委員は、各種監査・検査・審査の実施及び監査報告書・意見書の作成にあたっては、正当なる注意をもって行なわなければならないこと。

⑦ 秘密の保持

監査委員は、職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に洩らし、または自ら窃用してはならないこと。

(2) 監査実施

① 監査基本方針

監査を実施するにあたっては、地方行財政運営上の問題点を把握し、問題別に監査方針を策定して、その原因を追求しなければならないこと。

② 監査の計画性

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査計画を策定し、これに基づいて時期を失することなく、秩序整然と監査を実施すること。

③ 各種監査の調整

各種監査・検査・審査の実施にあたっては、相互の有機的関連を考慮して総合的な効果があがるように調整・運用を図っていくこと。特に継続的に実施される例月出納検査・定期監査・決算審査・基金運用審査の場合には、財務監査として監査の重複と監査漏れを避けて、計画的、合理的に実施すること。

④ 証拠の合理性

監査委員は、監査の結果監査報告書で問題点を指摘する場合には、これに必要な限度において、証憑突合、帳簿突合、計算突合、実査、立合、確認、質問等事情に即応して使用し得る監査技術を選択適用して、その指摘を保証するに足る合理的な証拠を把握確認すること。

⑤ 監査技術の選択要件

監査委員は、監査技術の選択にあたっては、監査事項・項目の重要性または相対的危険性を考慮して決定すること。

監査技術とは監査意見の裏付けとなる証拠を求める手段であり、その選択とは、いかなる証拠を内部・外部から求めるかをいう。

⑥ 内部統制組織の信頼性判定

監査委員は、監査技術の適用範囲を決定するため、監査対象について内部統制組織の制度及びその運営状況を調査し、信頼性の程度を判断すること。

⑦ 監査の経済性

限られた職員・日時・予算をもって実施する監査委員監査であるから、監査の効果と犠牲とを比較考慮して、監査技術の適用範囲、方法、日数等を決定すること。

⑧ 監査調書の作成

監査委員は、各種監査・検査・審査にあたっては、監査調書を作成し、相当の期間これを整理保存すること。

(3) 監査報告

監査報告書は、監査委員が監査の結果を開陳する手段であり、またその責任を正式に認める手段でもある。したがって、この記載にあたっては、正確性・平易性・簡潔明瞭性を満たすようにし、また次の事項にも留意し記述すること。

① 監査委員が実施した監査手続及び範囲の概要

② 監査基準に準拠して監査が実施されたか否か

③ 監査結果の指摘事項については、

ア、指摘の事実 イ、指摘の事実の発生原因 ウ、指摘の根拠 エ、指摘の結果措置を要求する事項

(4) 監査実施・監査報告要領

監査実施要領は、各種監査・検査・審査・の別に、監査目標・監査着眼点監査手続を定める。

監査報告要領は、監査範囲の概要・監査基準の適用・監査手続の実施状況・個別的指摘事項・総合意見について、その都度監査委員が協議し、記載の処理をすること。